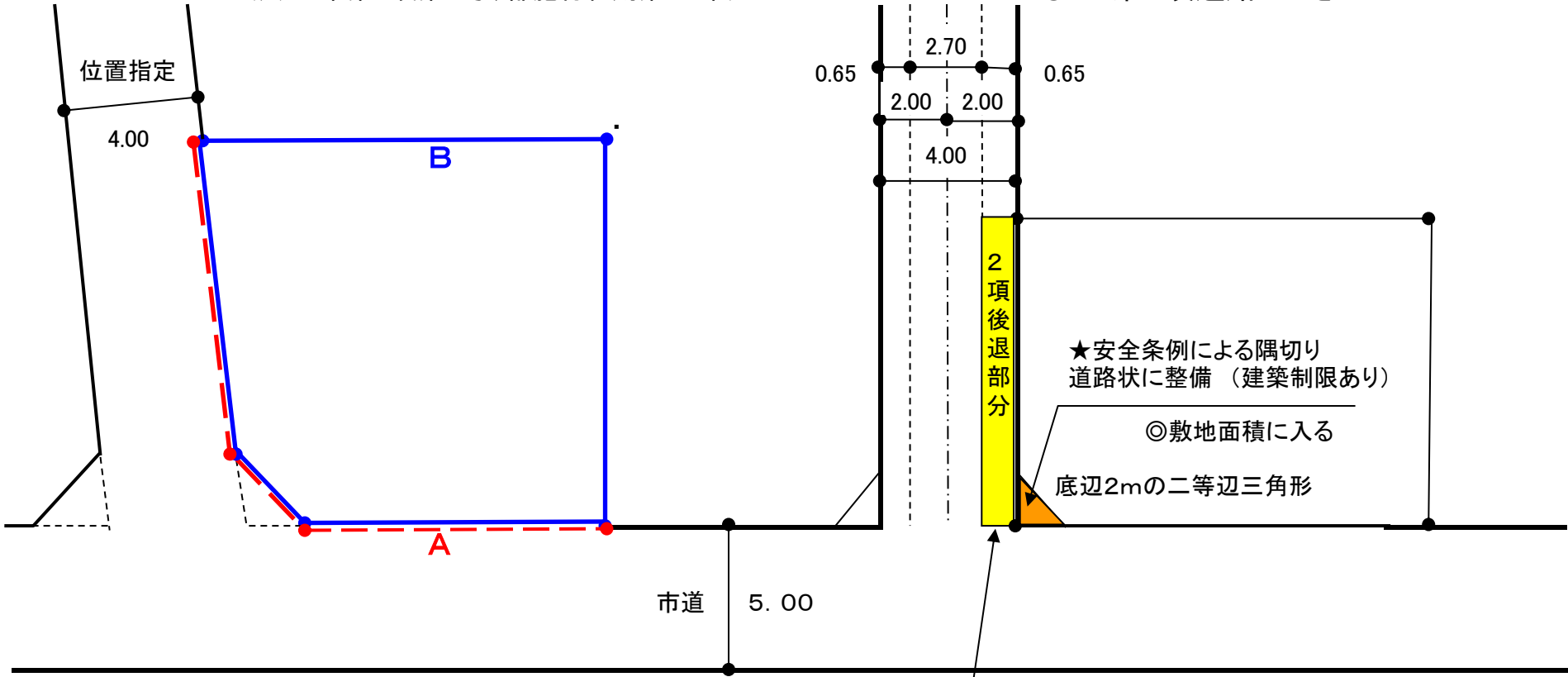


建蔽率の角地緩和=プラス10%について

(法53条第3項第2号、都施行細則第21条)

◎42条2項道路のとき



- ① 道路の交わる角度が 120度未満 のとき
- ② A = 道路に接する長さ
B = 周長(まわりケン) Aが Bの 1/3 以上のとき

左記①②の他
道路として築造しないものを除く
⇨ 道路として築造したときに緩和

●上記、二つの条件に当てはまるとき、建蔽率の角地緩和=プラス10%になります。

★安全条例第2条による隅切り
幅員がそれぞれ6m未満の道路が交わる角敷地で
道路の交わる角度が120度未満のときに必要